

調 査 報 告 書

(概要版)

令和7年6月23日

国立大学法人横浜国立大学教育学部附属学校いじめ重大事態調査委員会

第1 調査開始の経緯

令和5年12月5日、横浜国立大学教育学部附属鎌倉中学校（以下「当該中学校」という）の第1学年に在籍する女子生徒（以下「当該生徒」という）の保護者から、担任宛に「不特定多数の生徒から娘が嫌がらせを受けており、いじめと考えられるので今後の対応を確認したい。」旨の電話連絡が入った（以下「本件事案」という）。

これを受けて当該中学校は、当該生徒から事情を聞く等確認したが、12月6日以降出席と欠席を繰り返し、欠席日数は令和6年3月1日に30日を超え、結果として3月末日をもって転校した。当該生徒の欠席状況に照らすと、本件事案は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第28条第1項第2号に定める「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に該当すると判断し、令和6年5月16日付で設置者たる国立大学法人横浜国立大学の学長に教育学部長を経由してその旨報告を行った。

そのため、横浜国立大学学長は、法28条1項に基づき本件事案にかかる事実関係を明確にするための調査（以下「本調査」という）を行うこととし、国立大学法人横浜国立大学教育学部附属学校いじめ重大事態調査委員会（以下「本調査委員会」という）を設置し、同調査委員会は本調査を開始した。

第2 調査

1 調査の目的

本調査は、事実関係を明確にすることにより、当該中学校、生徒、保護者をはじめ、学校教育に関わる全ての関係者がいじめの事態に向き合うことで、事案への適切な対処や再発防止を図るために行われるものである。いじめを行った生徒や関係した教員への懲戒や民事・刑事上の責任追及を念頭においたものではないので、本調査による結果の受け止めにおいてはその点に十分留意いただきたい。

2 調査組織

本調査委員会は、学外の有識者（弁護士、心理の専門家、公立中学校長）を含む合計5名の委員で組織された。なお、横浜国立大学所属の委員については調査の公正を期するため、当該中学校に直接の関わりがない者が選出されている。

3 調査方法

調査方法は、次のとおりである。

なお、既に当該中学校が当該生徒や関係生徒へ聴き取り調査した記録があり、当該生徒やその他生徒の証言は相当程度確認できることを踏まえ、本調査委員会から当該生徒への聞き取り、その他生徒への聞き取り（アンケート形式も含む。）は実施しないこととした。

① 横浜国立大学及び当該中学校が保有する書類の収集、精査

- ② 当該生徒の保護者への聴取
- ③ 学校関係者への聴取

第3 調査結果

1 いじめの事実について

本調査により収集できた書面、聴取内容に照らし、合理的に認定できると本調査委員会が判断した事実は次のとおりである。

(1) 本委員会が認定するいじめの事実

- ア 嘘の告白と嫌な噂 (①)
- イ 交際関係を話題にしたからかい (②)
- ウ 強く当たる、嫌なあだ名で呼ぶ (③)
- エ 告げ口を指摘されたと感じたこと (④)
- オ 良い関係だとLINEしていることをからかわれる (⑤)
- カ 「来ない方がいい」との言動 (⑥)
- キ 「クズかよ」とのLINEでのメッセージ (⑦)
- ク 携帯電話カード (⑧)、キャリアパスポート (⑨) を馬鹿にする
- ケ 髪結び方を馬鹿にされる (⑩)
- コ 「弱者きどりかよ」との発言 (⑪)
- サ その他の出来事について

上記に記載された出来事のほか、多数の出来事が当該生徒側から述べられているものの、本調査の結果、記録上明確でないこと、記載がないことはその事実が存在しないことを示すものではなく、あくまでも本調査の目的、調査方法の制約がある前提での判断であることを留意いただきたい。

(2) いじめの認定

関係生徒全員は、当該生徒が在籍する学校の同級生であり、当該生徒と一定の人的関係にある。

そして、いずれも当該生徒には否定的意味に受け取れ得る状況であり、客観的には出来事それ自体重大なものではないとしても、全体として長く継続的に続いてきたことで相当な精神的負荷を及ぼしていたと考えられる。実際に12月4日に体調不良で早退し、1月からは継続的に欠席し、3月末日で転校を決断している事実に照らせば、上記①～⑪記載の出来事は当該生徒に心理的影響を与える行為であり、これにより当該生徒は精神的苦痛を受けていたといえる。

よって、これらすべてが法律上の「いじめ」として認定できる（以下、「本件いじめ」という）。

(3) いじめの背景事情・原因分析

本調査を経て本調査委員会が考えた見立てを示す。

ア 本件いじめの背景事情

(ア) 当該中学校の状況

- a 昨今、学力のみならず、多種多様、深刻度も一様ではない子どもが抱える状況にどのように対応するかが学校制度の課題となっており、当該中学校も例外ではなく、その課題に苦心しながら取り組んでいるものの、本調査で確認された事実だけを踏まえても、教員対応の案件は絶えず、未消化のまま案件が積み上がる状況にあり、相対的に学校運営が困難な状況下にある印象を受ける。

登校が困難な生徒も学校全体として多い状況である。

- b では、なぜ当該中学校に多いのか。その背景には様々な要因が複合しており、この関心事項の答えを導き出すのは極めて難しいものの、法の目的に照らし、様々な見立てがある中の一つとして示したい。

- (a) 当該中学校は、他の公立中学校と異なり、通学区域は神奈川県全土とし、様々な地域から生徒が集まっている。また、国立大学教育学部附属という性質上、教科教育の研究推進も使命とし、その点も知った上で生徒と保護者は学力を高められる環境として期待して受験している。

しかし、実際には、本件の中学校は系列の小学校から半数以上の生徒が進学し、それらの生徒間にはすでに交遊関係や仲間関係が形成されている。

そのような人との付き合い方の基礎練習の経験が不足する生徒同士が、新たな学校、学級で集団生活を行おうとすれば、必然として複数の生徒間の潜在的な葛藤を生み、その一つ一つは些細なものであっても、それらがだんだん蓄積して、何らかの拍子に顕在化し、必ず、からかいや嫌がらせといった誰かに忘れがたいネガティブな体験を与えることになる。それが更に生きづらさを生み、さらに衝突を招く。このような連鎖反応が増えていったのではないかと考えられる。

- (b) また、研究校という特質から他の公立中学校の教員と異なり教育研究にも従事し、「働き方改革」に基づく教員の労働時間の抑制という社会課題との兼ね合いもある。加えて、先述のような生徒指導が必要な事案が山積し、生徒の相談に乗ったりコミュニケーションを図ったりすることが難しいことから、生徒間のトラブルに関する生徒からの自発的な訴えや相談がなくなり、小さいうちに生徒同士のトラブルを察知しづらくなるという悪循環が生じているように

推察できる。教員、特に管理職の離着任の間隔も比較的短いため、これらの状況の腰を据えた改善ができず、対応時間の制約はより厳しいものとなっているといえよう。

(イ) 第1学年の状況

第1学年全部の学級について出欠席状況を確認すると、長期間欠席している生徒が各学級に2名から4名いる。

当該中学校の状況で述べたことは、第1学年の状況でも如実に反映されているといえる。

(ウ) 学級の雰囲気

当該生徒が在籍した学級に限らず、ちょっかい、あだ名、アイコンタクト等で嘲笑するような場面は度々見かけられ、教員の中からもそういった場面では注意し、言動について良くないと指導は日常的にあったとのことであり、当該生徒の在籍していた学級においても、生徒同士で嘲笑するような場面、雰囲気はあったものと考えられる。

もっとも、当該生徒もこの嘲笑される対象となったことがあったものと考えられるものの、意図的に当該生徒を標的として誹謗中傷を集団的に集中していたことまでは確認できず、学級内で散発していた嘲笑する場面の中の一つという限りでの確認となった。

(エ) 当該生徒と関係生徒との関係

当該生徒と関係生徒7名は全員同一の学級に所属している。

関係生徒のうち、当該生徒と関係が特に深いのは、女子生徒2名である。1学年の前半の時期、同人らはもう1人の女子生徒を加え、女子4人のグループを形成して学内外でともに行動することがあった。

しかし、令和5年6月の教育相談アンケート、7月の三者面談において、当該生徒が関係女子生徒1名と実際にどのように距離感をもったらよいか気にしていたことを担任の教師は感じとり、当該生徒に対して声をかけたが「自分の中で解決していきたいので、様子を見ていてください。」等の反応だったため、その後は様子を見ることとしている。

夏休み明けになると、距離を置いている状態が見られ、その結果、別の関係女子生徒とずっと一緒にいて仲良くしていた様子が見られた。

このように、同じ学級であること、関係女子生徒2名については更に、仲良しグループであったことで、ある程度つながりがあった友人関係を持っていた。

イ いじめが起きた要因の考察

(ア) 思春期初期の特性

本件いじめは、関係生徒らが相手との距離感を自分本位にとらえ、相手

の心理に配慮せず、ストレスのはけ口として当該生徒の異性関係を話題とし揶揄するなど、関係生徒の身勝手な振る舞いが発端となっている。

そういう意味では、本件いじめには思春期初期の特性が各々の出来事の発生要因として色濃く疑われるといえる。

もともと、最初から完璧な子どもはおらず、学校教育というものが集団生活の場において成長途上の人間が他者（生徒や教師）と関わり合いをもちながら自立かつ成熟した大人に成長する機会を提供するものであるから、一過性の出来事であれば、このような事態が起きたこと自体は想定されうる。

それは、生徒たち自身で乗り越えていくべき出来事で大人の介入が不相当な場合であったりすることでもある。重要なのは、子どもがリカバリーできる段階でストレスの解消がなされ、重篤化して致命的な結果に陥ることを回避することであると考えられる。

(イ) 女子グループの不和・学校及び学級の不健全さ・当該生徒の傷つきとその深刻化

本件いじめは、その構成要件の一つ一つは学校教育で生起することが想定されている事態ではある。

しかしながら、単発の出来事ではなく複数存在し、当事者も一人ではなく複数いて、複数の性質の異なる心理的侵襲性のある出来事が並行的に進行している。

関係女子生徒2名との関係の悩みは、遅くとも夏休み前の7月に当該生徒が教員に相談している。その際、教員から当該生徒に声をかけたが、その後の回復過程までの洞察がなされず、働きかけがここで終わっている。

しかし、本調査時点から振り返って検討してみると、当該生徒の中で不満が吐き出せず、心に秘めていたままになっていたり、関係女子生徒2名においても、当該生徒の言動に対する不満が残ったまま解消されず、蓄積したままとなり結果として看過された状況にあったと考えられる。

そのため、12月15日、当該生徒は、当該生徒保護者を通じて、内に秘めていたことを一気に打ち明け、以後継続的な欠席となって教員や関係女子生徒との対話ができるような心理的余裕はなくなってしまっている。他方、関係女子生徒2名も、当該中学校を通じた当該生徒保護者から反省を求める強い姿勢も相まって、態度を硬直させる事態になったものと思われる。

それらの態度がさらに当該生徒を傷つけ、当該生徒及びその保護者が

関係女子生徒3名に対してより強い反省の姿勢を要求するという悪循環を引き起こしている。

当該中学校では生徒間トラブルや不登校への指導支援に教員の意識が集中していたため、関係男子生徒らによる無分別な噂話は学級内で広がり続け、12月4日に当該生徒が体調不良で早退し当該生徒保護者が噂について相談して初めて教員が知ることになったことに照らすと、当該生徒を揶揄するような雰囲気学級内で醸成されていたと思われる。

当該生徒はいつも笑いながら男女関係を話題にからかう男子生徒を追いかけていたとの記録もあるが、笑い＝平気とは受け取ってはならない状況であったといえる。

このように女子生徒同士の不和や学校及び学級での日常の雰囲気に埋もれてしまう生徒間の不健全な行為は、一つ一つは周りから見れば大したことではないものと思えてしまう事態であったとしても、反復継続するなかで、当該生徒にとっては苦しい体験が蓄積され続け、それが総体として回復が容易でない深い心の傷を生じさせ、事態を深刻化したものと考えられる。

(ウ) 打ち明けることの心理的抵抗

上記のとおり、当該生徒は心身にストレス反応が出るまで本件いじめの事実について打ち明けることはしていない。

しかしながら、学校でのいじめに相当する事実を打ち明けることは容易なことではない。

また、教員がじっくり話を聞いても、思春期の特性をもつ生徒が明瞭かつ具体的に心情が語られる機会は多くない。むしろ教員等大人において想像を巡らし、慎重な導きをもって聴き取りを行う必要がある。

このように当該生徒も気丈に振る舞っていながらも、教員等大人に打ち明けることに心理的な抵抗を抱いており、早期にこれに対応するような働きかけがなされていれば、本件いじめは予防され、結果は異なっていた可能性がある。

12月半ば以降、当該生徒は断続的な欠席が続いていたが、なんとかがんばって登校する日があった。この時に勇気を振り絞って教員に辛い気持ちを打ち明けることがあったが、それが翌日には周囲の生徒に広まっているように感じられ、大変傷つき、教員を含む周囲への不信感と失望の気持ちを深めていったとされる。

当該生徒の学級には、同人を揶揄するような雰囲気が学級内で醸成されていたと考えられるところ(頁13)、そのような状況下で当該生徒から打ち明けられた事実自体や話の内容等の情報の取扱いには細心の配慮が必要

となる。

教員及び学校管理者は、当該生徒に対し、打ち明けた話が周囲の生徒に広まっていると感じさせている以上、上記雰囲気や状況を敏感に把握した上で当該生徒の配慮することができなかつたといえ、大きな課題である。

2 学校の対応について

(1) 当該中学校の取り組み（本件事案発生前）

ア いじめ防止対策基本方針

当該中学校は、法13条の要請に基づき、いじめ防止基本方針を策定している。しかしながら、雛形をそのまま採用したかのような必要最小限度の内容と記載に留まっている。仮に学校独自の事情により、真剣に議論した上、そこに合理的な理由があれば、必ずしも国や地方の基本指針に整合しない記載も許されるはずであり、そこまで詰めて独自性ある基本方針でなければ、法の趣旨からすれば、存在意義はない。

当該中学校のいじめ防止対策基本方針は、令和6年に改定されているものの、他の附属校との齟齬を修正したに留まり、存在意義は薄いままとなっている。

イ いじめ防止対策のための組織

当該中学校において、いじめに関する協議は職員会議（月1回）、生徒指導担当者会議、学年会、その他非公式な打合せで行われている。

生徒指導担当教員の判断や学年からの要請で学校全体での対応を要する事案と判断された場合には、個別のいじめ事案に特化した校内委員会が臨時で設置されている。

しかしながら、様々な会議が横断し、会議内でも区切りがなく、案件ごとの記録上曖昧か、記録すらされていない。

会議を兼ねること自体否定されるものではないものの、曖昧にならないよう事案の確認整理、進捗の確認、終結の判断をする場、横浜国立大学への報告の要否などいじめ事案特有の処理もあることから、区切りとして既存組織・会議とは兼ねない、「いじめ防止等対策委員会」の常設は必要である。

さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど教員以外のアドバイザーの参加がほとんど確認できなかった。一つの決まった会議が存在せず、既存の会議に横断して学校対応が行われているためなのか、他分野の学識を有する人物の参加も予定されておらず、その点でも常設の委員会は必要である。

(2) 本件いじめの対応

ア 本件いじめの認知時期

噂や関係男子生徒との関係については令和5年12月4日、関係女子生徒の関係については同年同月15日、いずれも当該生徒の保護者から学校に本件いじめについて申出あった時点が、当該中学校で本件いじめを認知した時期と言える。

もともと、当該生徒は、令和5年6月15日の教育相談アンケートでは「変なあだ名を付けられている」「呼ばれている人もいる」と回答している。

同年11月7日のアンケートでは「仲間はずれや無視されたりする」の項目のみ無記載であったりした。この頃当該生徒は関係女子生徒2名との仲良しグループでの不和を気にしていた。

このことから、当該中学校は、関係女子生徒らとの本件いじめの遠因を察知することができたと思われる。

その後、令和6年2月21日、校長は横浜国立大学教育学部附属学校部に対し重大事態の可能性のある旨報告し、同年3月初旬に当該生徒の欠席が30日相当を超えたため、報告書を作成して提出している。しかし、当初提出された報告書の情報不備等の修正に時間がかかり、横浜国立大学学長への報告に至ったのは同年5月16日となった。

イ いじめの事実の有無の確認を行うための措置

噂や関係男子生徒との関係では、認知して当該生徒の保護者から話を聞いた翌日（令和5年12月6日）、担任と学年生徒指導担当が当該生徒からの聴き取りを行い、また、関係生徒らへの聴き取りも行って、学年の教員が手分けして複数人で聞き取りを行っている。

関係女子生徒の関係については、認知した当日（12月15日）に第1回校内委員会を開催し、そこでの協議を踏まえ、関係生徒3名への聞き取りも同様に行われている。当該生徒に対する聞き取りは、12月18日に担任と学年生徒指導担当が家庭訪問を行い、自宅にて聞き取りを行っている。

ウ 組織的対応

令和5年12月4日に認知した噂や関係男子生徒との関係では速やかに情報共有がされていき、学年教員が中心となって聞き取り等の対応をしていく中で、当該生徒が登校を再開していたこともあり、終息するものと思われた。

しかし、12月15日に当該保護者から関係女子生徒との関係についての連絡があり、「いじめはまだ続いている」旨の申入れがあったことから、同日、第1回の校内委員会を開いている。主な出席者は、副校長、教頭、学校生徒指導担当、第一学年教員であった。

その後、令和6年1月23日に第2回、3月4日に第3回、3月15日に第4回、4月10日に第5回が開催されている。

以上のように当該生徒の担任のみが抱え込むことなく、複数の教員の目、知恵を使っての対応を目指していたものと言える。

もっとも、第3回以降協議された内容については特段資料がなく、また、スクールカウンセラー等他分野のアドバイザーの参加も確認できなかった。

エ 当該生徒へ支援

令和5年12月以降から令和6年3月末に転校するまでの間、当該生徒とその保護者と連絡を取りながら出た要望を踏まえながら、例えば、当該生徒が別室に登校出来たときには、別室での補習指導の実施、登下校時の見守り、そして当該生徒と1日の振り返りをする声かけを行っている。

オ 関係生徒への指導、教育的措置、学年全体への指導

本件いじめにおいて、噂や関係男子生徒等による案件については、学年の教員が関係生徒一人一人と対話して気付きと反省を引出して対応し、結果として当該生徒は関係生徒らから個別に謝罪を受け、また、保護者にも三者面談期間中に伝えて、指導の協力とその連携を図っている。

他方、関係女子生徒の関係については、教員らは、同様にまずは事実関係の確認を行ったものの、記憶の曖昧さがあり、齟齬も見受けられる点もあったが、概ね本調査委員会が認定したいじめの事実に符合する事実認識を持った。それを踏まえた働きかけを試みたところ、言動への反省を示していた。ただ、1名については、解消されず蓄積してきた当該生徒への不満を述べ素直な受け止めができない様子であった。

また、当該生徒の保護者から、関係女子生徒らの保護者からの謝罪について言及がされたことから、教員を通じて令和6年1月中旬頃に両保護者が連絡と取り合えるよう伝達している。

しかし、当該生徒の保護者の意図を関係生徒Eらの保護者に適切に伝えられなかったことにより、結果的には、関係生徒Eらそれぞれの保護者の捉え方に差異が生じ、感情的なハレーションが起こっている。噂や男子生徒の事案のように教育的働きかけにより生徒当人間での謝罪の機会を持ち、関係性に融和が生まれたのと違い、当該生徒も継続的な欠席となって対話ができるような心理的余裕も謝罪の機会も無く、保護者間で間接的かつ部分的な謝罪となったため、融和ではなく対立を招いた結果となっている。

そのため、当該中学校の教員は当該生徒保護者と関係女子生徒保護者との間で板挟みの状態となってしまった。

令和5年12月20日、冬休みや行事を前にした学年集会を従前から企画されていたところ、学年教員では、この学年集会を利用して本件事案を受けた学年全体の指導の機会とした。

具体的には、学年主任、学年生徒指導担当から①噂を介して違う捉えで伝

わって意図しない噂が広まるため、軽率に噂を伝えないこと、②相手は笑っているかもしれないが、心が傷ついている。クラスを安心する場にはできない。今楽しめる友達関係を築くのではなく、一生を安心して過ごせる人間関係を作ってほしい等他者への関わり方についての全体指導を行った。さらに、その後各学級で振り返りをしている。しかし、関係生徒への事実確認・指導、当該生徒をめぐる人間関係の全体像の把握がまだ不十分な時期であり、開催のタイミングとしては時期尚早であった可能性は否定できない。このタイミングで全体指導を行ったことがこの後に続く女子生徒間の関係悪化の引き金となった可能性もまた否定できない。

カ 教員に対する研修

当該中学校は、本件事案を受け、令和6年度中、神奈川県教育委員会の生徒指導担当の講義、その他、いじめ、不登校、虐待等教員に対する研修を開いた。

(3) 当該中学校の本件事案における課題

ア いじめに対応するための体制作りが不十分

簡潔明瞭に本件中学校の課題を指摘すると、「いじめに対応するための体制作りが不十分」という点である。しかも、不十分な箇所はいじめが発生する前の平時においてしっかり準備すべき基礎部分であるため、一旦いじめ対応が始まると、確たる軸となる考えや動きがないため、随時の対応を繰り返すことになって疲弊を招き、後手に回る印象が深まってしまっている。

イ 既存の体制で対応しようとしている

「いじめ」は古くから学校制度における課題の一つとされている。

当該中学校においても、職員会議、生徒指導担当者会議、学年会など既存の会議を兼ねて効率化を図ろうとする意図と思われるが、整理がなく区切りもされないため、雑然としたまま対応が進むおそれがある。

当該中学校のいじめ防止対策基本方針も言われなくとも知っている当然の目標のみ記載され、当該中学校独自の具体的かつ実践的な記載がないため、実際にいじめ対応を始めようとする教員が見ても拠り所とはならないものとなっている。作成段階で在籍する教員全体が方針作成に関与していないのであるから、内容を意識できないのも無理はない。

また、古くから行っていた「いじめ」対応では大半が教員だけの力で何とかしようと努力していたものと思われるが、本件事案でも学年教員を中心に教員だけの対応が目立ち、スクールカウンセラー等の直接の関わりがほとんどなかった。

教員中心の既存のいじめ対応では、学校のスタンスを事前に確立していないため、保護者の反応次第で対応の優先度を変えざるを得ず、単に保護者の

要望に従った対応を繰り返し、学校が主導していじめ対応をすることができない。

ウ 保護者の主体的な理解や関わりを得る機会を設けていない

学校という単位で囲い込んで自身の子が集団生活を行うことに伴って、様々な考えを持つ保護者も間接的に集団生活に関与することになる。

しかしながら、教員だけの力で「いじめ」に対処することは限界があり、学校という一つの社会資源で集団生活をしていく以上、子の教育について第一義的に責任を有する保護者の理解と、立場を超えた協調を求める必要がでてくる場合もある。

ただ、いじめ事案が発生した段階で初めて保護者に経緯と学校の対応の説明、協力を求めても、動揺や衝撃により受け入れる心理的余裕がないため、ハレーションを招くことになる。

学校は、そのハレーションをまずは収めるため、全保護者からの要望をすべて背負い込む事態になりかねない。

そこで、学校のいじめに対するスタンスと行動をいじめ対策基本方針にまとめ、事前に保護者全体に説明を行う必要がある。

エ アンケート活用不足

生徒に対するいじめ防止に資するアンケートは、年度に3回（6月頃、11月頃、2月頃）行われ、主に学年教員が生徒の困りごとを把握するために利用され、それを踏まえ生徒への面談を行っている。

確かに、このような利用も有効ではあるものの、生徒の一人単位で表現された範囲の心情の把握にとどまり、深い真意だったり、学級の雰囲気、生徒の立場や力関係等集団全体の構造と傾向だったりを経験的に把握するには限界がある。

文部科学省で紹介している「学校風土の把握ツール」を参考としたり、スクールカウンセラーにもアンケートを確認して意見をもらうなど、教員だけの活用に留まらない利用を行う必要がある。

オ スクールカウンセラーの活用不足

当該中学校には、スクールカウンセラー1名が配属されているが、週1回（水曜）のみ当該中学校で執務をしているに過ぎない。

また、主に生徒や保護者からの相談業務のみが想定され、与えられた執務枠の範囲で気を回して参加することがない限り、関与することはない。

本件事案での関わりも、教員から話を受けたり、令和6年1月下旬頃、資料を一部もらったりしただけである。

いじめの実態、生徒の心理を把握することは容易ではない以上、その適切な把握の過程においてスクールカウンセラーの関与は不可欠である。また、

スクールカウンセラーとしても、学校全体で何が起きているのか情報を入手する機会がなければ、その能力を有効に役に立てることは困難である。

カ 教育研究と生徒指導の在り方

教育研究と生徒指導は一体に行うことでより効果が発揮できるものであり、教育研究による多忙を理由として生徒に対する指導が疎かになってはならない。本件事案において当該中学校は研究校であり、この点がいじめ発生の予防及び発生後の対応の不十分さの一因となったと思われる。

当該中学校では、教育相談アンケートとそれに基づく教員による生徒との面談を年に3回実施し生徒指導に活用しているが、先述したようにこれらから得られた情報の共有が不十分で、学校全体の取組に反映されていない。チーム学校として生徒指導に取り組むためには、上述のスクールカウンセラーをより活用した生徒指導を行う等、当該中学校全体としての意識改革を求めたい。

キ 学校管理職（学校長）の関わり

当該中学校の学校長は、横浜国立大学教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）の教授を兼務していることから、公立の学校長よりも学校現場で勤務する時間は物理的に制限される。

その制限のためか、学校長がいじめ防止等対策委員会に出席して直接指示した形跡がなく、副校長、教頭が常に当該委員会には出席していた。しかしながら、学校の最高責任者である学校長の不在は、本件事案に係る教員の安心感や判断の適切性に少なからず影響があったといえる。

また、令和6年3月末頃、学校長は、謝罪のために生徒指導主任と共に当該生徒の自宅を訪問し、その謝罪を保護者からある程度受け入れてもらえた雰囲気を感じていた。しかし、その翌日に当該生徒の自宅を訪問した副校長、学年主任と学級担任は、当該生徒の保護者の怒りを招く結果となっている。同人らのみで当該生徒の自宅を訪問するよう指示し自身が同伴しなかったことが、本件事案に対する学校側の責任の自覚の薄さと課題への真剣な対応の姿勢の欠如の表れとしてとらえられ、かえって当該生徒の保護者の反感を買ったと考えられる。そのため、副校長らを本件事案で学校と保護者の関係が拗れた最終的な原因とさせてしまっている。

このような事案において、最高責任者としての学校長の存在のあり方は、保護者の信頼の確保と維持、また教員の心理的安全性を図る観点から非常に重要である。とくに教員の心理的安全性が確保されていないと、当該生徒の保護者が感じた「熱量の足りない及び腰」と受け止められてしまう教員の態度と対応を生み出していくことになる。

3 再発防止に向けた提言

本調査委員会として、再発防止に向けて、当該中学校及び当該中学校の設置者である横浜国立大学に対し次のとおり提言する。

ア 当該中学校に対する提言

(ア) いじめ防止基本方針の再作成と定期的な点検

「豊かな情操と道徳心を培い…」 「関係機関等との連携」 など抽象的に始終せず、当該中学校独自の具体的な行動項目を可能な限り記載する。

特に、個々の事案で経験した反省点を振り返って繰り返しを避けるべき点を中心に記載できるとよい。本件事案では、謝罪について大きなテーマとなっていることから、これを方針で明示しておくことも有用と考える。

このように作成後も定期的な整備が必要である。

(イ) 独立したいじめ防止等対策委員会の常設

「いじめ」という大きなテーマに対応するには、学校内で散在する情報、認識、人員等を集中整理する枠組みはやはり必要である。特に今後も教員対応の事案が絶えない状況が見込まれる当該中学校において、今しつかりと基本原則に則り常設の委員会を設置する必要性はより高い。

また、効率化、見落としの防止、意識が集中できるよう可能な限り、簡潔明瞭な書式（重要項目の選択式の採用等）を統一して報告を行い、事後の検証が出来るように記録していくのが好ましい。

そのような資料を基に、教員のみならず、スクールカウンセラー等アドバイスを定期的に受けられる機会を設ける必要がある。

(ウ) いじめ防止・対応に関する保護者への事前説明と協力要請

いじめ防止・対応は保護者との連携が不可欠であることは自明であるものの、保護者も法の趣旨や実際にどのように振る舞うのが良いか、必ずしも学校と全保護者の意識統一が図られているわけではない。

法律上の「いじめ」とは何か、どのような要因が考えられるか、さまざまな立場の生徒がどのような心理的影響を受けるのか、親としてどう対応するのか、いじめ対応の流れ、重大事態調査とは何か、学校が「できること」と「できないこと」は何か等を説明する機会を早い段階で持つべきである。

「いじめ」は触れるのが憚られるテーマではあるものの、包み隠さず学校のスタンスと保護者として理解してほしい点を示すことで保護者の信頼にも繋がる上、その際、保護者と意見交換することでより、実際にいじめ発生してから議論するよりも相互理解が得られやすい。

当該中学校では、年度に複数回、級懇談会や学年懇談会があることから、その機会を利用することも考えられる。ただ、いじめは学校全体に関わるテーマであるから、年に一度は学校全体の保護者への説明会があると好ましい。

(エ) アンケートの活用

アンケートも集計等大きな労力を要することから、折角実施するのであれば、教員だけの活用に終わらず、スクールカウンセラー等のアドバイザーも加えた活用など、余すことなく分析をしたい。

また、本件事案でも学級の雰囲気の一つの要因と考えられるため、雰囲気や力関係等も掴むことを目的としたアンケート（上記文部科学省が紹介する学校風土の把握ツールなど）の活用を勧める。

(オ) スクールカウンセラー等の活用

これまで当該中学校では、教員が生徒や保護者をスクールカウンセラーにつないで相談ができるようにするという観点での利用が目立つものとなっている。これは週1回のみ執務という時間的制約のためかと思うが、その場合、スクールカウンセラーと教員との協同度合いが低いため、相談終了後、再び教員のみで子どもの抱える困難な事案を対応する形となって十分活かしきれない。

できるだけ教員も協同し、コンサルテーションの中に入るように出来るようにしたい。

個々の教員間で難しい場合には、スクールカウンセラー等にはいじめ防止委員会にも出席してもらい、その場でコンサルテーションができるようにすべきである。

イ 横浜国立大学に対する提言

(ア) 提言を受けての当該中学校の取組について点検及び支援

当該中学校の現状は、多数の事案が絶え間なく発生している状況であり、その対処と並行して今回の提言を踏まえた取組を自力で行うことは容易なことではない。

また、生徒の真意、苦痛の内実などいじめの実態を掴むのは難しく、提言を受けた改善を当該中学校だけに委ねると、改善が行き詰まる可能性がある。

そこで、横浜国立大学においても当該中学校の取組状況を点検し、行き詰まっているようであれば、法律、心理等専門性を踏まえたアドバイザーを派遣するなど、多角的視点による検討ができるよう支援をお願いしたい。

(イ) 提言に基づく取組を中心的に行う役職等の配置等

当該中学校において、今後、類似の事案が起きうる状況にあることから、今のうちに本腰を入れていじめに対応するための基盤的体制である基本方針の作成やいじめ防止等対策委員会の常設を行う必要がある。

しかしながら、当該中学校の教員対応に逼迫している状況からすると、既存の学校生徒指導担当等を改善の陣頭指揮の任に就かせると、麻痺する可能性がある。そこで、改善を中心的に行う役職等の配置等をお願いしたい。

(ウ) スクールカウンセラーの勤務時間数の増加、その他有識者への相談体制の確立

当該中学校では、スクールカウンセラーの勤務は週1回となっており、当該中学校の現状に照らすと、勤務体制が不足している。学校全体の様子を把握するため各種会議に出席もできるような体制の整備をお願いしたい。

(エ) 当該中学校と生徒・保護者が利益相反関係に立つ場合の介入

いじめ事案の中には、当該中学校の法的責任が問われる事案もある。また、当該中学校も現場で教育活動している当事者であり、構造的に生徒・保護者と利益が相反し、両者の対立が激しくなって協調できなくなる事案もある。

その場合、横浜国立大学が介入して対処を主導しなければならない事案も想定され、今後、横浜国立大学においても事案発生前から発生後を通じて事案の把握に努め、適時に介入ができるよう体制づくりを行うことをお願いしたい。

以上